

訪問教育の概要（試案）

「特殊教育」第21号（昭和53年7月刊行）に掲載

訪問教育は、心身の障害の状態が重度であるか又は重複しており、養護学校等に通学して教育を受けることが困難な児童・生徒に対し、養護学校等の教員が家庭、児童福祉施設・医療機関等を訪問して行う教育であると言える。現在、各都道府県・市町村において、心身の障害のため通学して教育を受けることが困難な児童・生徒に対していわゆる訪問指導を行っているが、今後、この教育措置を「訪問教育」と称し、訪問教育の概要を以下述べるように整理してみたい。

1 趣旨

訪問教育は、心身の障害のため通学して教育を受けることが困難な児童・生徒に対する教育措置であること。

（説明）

訪問教育の趣旨は、心身の障害の状態が重度であるか又は重複しており、養護学校等に通学して教育を受けることが困難な児童・生徒に対し、可能な限り学校教育を受ける機会を提供しようとするものであり、その対象は、訪問教育による教育が適当であると判断される心身障害児であり、したがって、これは、養護学校等の施設を整備するまでの経過措置ではない。

2 法的根拠

訪問教育は、養護学校等における教育の一形態であること（学校教育法 第71条）。

（説明）

盲学校、聾学校又は養護学校（以下、「養護学校等」という。）は、心身障害児に対して、小・中学校等に準ずる教育を施し、あわせてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする（学校教育法第71条）ものであり、心身の障害の状態が重度であるか又は重複しており、養護学校等へ通学して教育を受けることが困難な児童・生徒に対しては、養護学校等における教育の一形態として訪問教育を予定しているものである。

なお、学校教育法第75条第2項の規定は、小・中学校に在学する児童・生徒が一時的な疾病により療養中である場合（6月以上の医療又は生活規制を必要とする場合には、養護学校に就学すべきである（学校教育法施行令第22条の2）。）に児童・生徒に対して行う例外的な教育の形態について定めたものであり、特に明記する必要があったと考えられる。これに対し、養護学校等の教育は、心身障害児の能力、適性などに応じた適切な教育を行うものであり、心身の障害の状態が重度であるか又は重複しており、通学して教育を受けることが困難な児童・生徒に対してはその教育の一形態として訪問教育を予定するなど児童・生徒の心身の障害の状態に応じて多様なものとなっている。

3 対象

訪問教育の対象となる児童・生徒は、就学可能であるが、心身の障害の状態が重度であるか又は重複しており、学校へ通学して教育を受けることが困難な者であること。

(説明)

訪問教育の対象となる児童・生徒は、就学可能な者であること。この趣旨は、生命・健康の維持のため療養に専念する必要があり教育を受けることが困難な児童・生徒に対しては、必要な期間、訪問教育を行うことも差し控えることを示唆するものである。なお、これらの児童・生徒に対して就学猶予・免除の措置を行った後も保護者に対する教育相談や医療機関等との連携を図り、常に、その障害の状態を把握し、機に応じて就学させる体制をとる必要がある。

訪問教育の対象となる児童・生徒は、心身の障害の状態が重度であるか又は重複しており、学校へ通学して教育を受けることが困難な者であること。これらの者は、日常生活において常時介護を必要とし、通学、寄宿舎を含む学校生活に適應することが著しく困難であると言える。この趣旨は、訪問教育は、それが最も適切な教育形態である心身障害児を対象とするということでもあるが、養護学校等に通学して教育を受けることができるレディネスをつける方途としてのねらいもあり、養護学校等における多様な教育形態の1つである訪問教育の実施、措置変更に当たっては、弾力的、かつ、柔軟な運用を図る必要がある。

なお、昭和50年3月になされた特殊教育の改善に関する調査研究会の報告「重度・重複障害児に対する学校教育の在り方について」においては、重度・重複障害者には、重複障害者（学校教育法施行令第22条の2に規定する障害を2以上あわせ有する者）のほかに、その例として発達の側面からみて、「精神発達の遅れが著しく、ほとんど言語を持たず、自他の意志の交換及び環境への適應が著しく困難であって、日常生活において常時介護を必要とする程度」の者、行動的側面からみて、「破壊的行動、多動傾向、異常な習慣、自傷行為、自閉性、その他の問題行動が著しく、常時介護を必要とする程度」の者が考えられている。

4 教育課程等

(1) 訪問教育の対象となる児童・生徒に対しては、その心身の障害の種類に応じ、特定の養護学校籍を付与するものとし、各養護学校は指導要録その他表簿等を整備するものとする。

(2) 各養護学校は、訪問教育の教育課程の編成に当たって、次の事項に留意すること。

ア 授業は年間35週以上にわたって行うよう計画するものとし、週当たり時数は、4時間程度(週2日、2時間ずつ)を原則とすること。

イ 児童・生徒の障害の実態に応じ、養護・訓練を主とする等の工夫を行うこと。

(3) 訪問教育の対象となる児童・生徒の学級編制に当たっては、その指導の実態に応じ、適切に行うこと。

(説明)

訪問教育の対象となる児童・生徒に対しては、その心身の障害の種類に応じ、特定の養護学校籍を付与するものとする。この趣旨は、訪問教育は、養護学校等における教育の一形態である(2参照)が、訪問教育の対象となる児童・生徒は、その心身の障害の実態からみて(3参照)おおむね、養護学校教育の対象となる精神薄弱者、肢体不自由者又は病弱者であると考えられるので、この場合、特定の養護学校の学籍を付与すべきであるとするものである。以下、養護学校籍を前提として述べる。

まず、授業時数については、実情に応じた授業時数を定めるべきであり、特に週当たりの授業時数が負担過重とならないようにすること(養護学校小学部・中学部学習指導要領第1章総則第2教育課程一般)。週当たり時数は、4時間程度(週2日、2時間ずつ)を原則とすることとしたのは、この趣旨と

ともに、訪問指導実施状況によったものであるが、なお検討課題としたい。

次に、教育内容については、養護学校小学部・中学部学習指導要領において、心身の障害の実態に応じ、弾力的、かつ、柔軟に定めることができるとされているので、養護・訓練を主とする等の工夫を行うことが必要である。なお、昭和53年2月に特殊教育課において刊行した「訪問指導事例集」は、1つの参考となる。

最後に、訪問教育の対象となる児童・生徒の学級編制については、現在、その実態は、各都道府県・市町村において区々となっているが、例えば、施設内で訪問教育を実施する場合には、当該施設内の訪問教育の対象となる児童・生徒のみをもって学級編制を行うなど、その実態に応じ、適切に行うこと。この場合において、重複障害児のみで学級編制を行うときは、1学級当たり5人が標準となることに留意されたい。

5 訪問教育担当教員の身分、処遇等

訪問教育を担当する者は、訪問教育の対象となる児童・生徒の在籍する養護学校に所属する教員であること。

(説明)

訪問教育の対象となる児童・生徒に対しては、その心身の障害の種類に応じ、特定の養護学校籍を付与する(4参照)のであるから、訪問教育を担当する者は、当然、訪問教育の対象となる児童・生徒の在籍する養護学校に所属する教員となる。この担当教員の勤務の起点等勤務形態については、訪問教育における指導の実態から、特別の配慮が必要ではあるが、その身分、処遇等については、養護学校に所属する他の教員と同様のものとするのが望ましい。なお、その詳細は、早急の検討課題である。